

令和 8 年度

地域整備方向検討調査
那珂川沿岸三期地域施設整備構想検討業務

特 別 仕 様 書
(当初)

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容															
第1章 総 則 (適用範囲) 第1－1条	令和8年度 地域整備方向検討調査 那珂川沿岸三期地域施設整備構想検討業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。															
(目 的) 第1－2条	本業務は、那珂川沿岸三期地域において、受益範囲、営農の実態把握、用水量算定調査等を行い、施設整備構想の検討を行うものである。															
(場 所) 第1－3条	本業務において対象となる位置は、茨城県水戸市他7市町村地内で、別添位置図に示すとおりである。															
(土地への立入り等) 第1－4条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1－16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。															
(一般事項) 第1－5条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図る。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。 (3) 現地調査にあたっては、言動等に十分注意を払い、住民等から無用の不審を招かないよう十分注意するものとする。 (4) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 (5) 施設内に立ち入る場合は、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密接に行い、安全かつ効率的に実施できるよう配慮しなければならない。															
(管理技術者) 第1－6条	管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td>技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>〃</td><td>農 業</td><td>農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>博士</td><td>当該業務に関連する学術部門</td><td>－</td></tr><tr><td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td>－</td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	〃	農 業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画	博士	当該業務に関連する学術部門	－	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－
資 格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画														
〃	農 業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画														
博士	当該業務に関連する学術部門	－														
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－														

項 目	内 容															
(照査技術者) 第 1－7 条	(1) 照査技術者は、共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td>技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>〃</td><td>農 業</td><td>農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>博士</td><td>当該業務に関連する学術部門</td><td>－</td></tr><tr><td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td>－</td></tr></table> (2) 共通仕様書第 1－7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとりとする。 ① 一定地域の概定段階 ② 一筆調書 D B 更新段階 ③ 施設整備構想の概定段階 ④ 概算事業費の算出段階 ⑤ 点検・取りまとめ段階 ⑥ その他、監督職員が指示した場合 (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	〃	農 業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画	博士	当該業務に関連する学術部門	－	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－
資 格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画														
〃	農 業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画														
博士	当該業務に関連する学術部門	－														
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－														
(担当技術者) 第 1－8 条	担当技術者は共通仕様書第 1－8 条によるものとする。															
(配置技術者の確認) 第 1－9 条	共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。															
(保険加入) 第 1－10 条	受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。															
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2－1 条	この業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。															

項 目	内 容			
	番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
	1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(一社)農業土木事業協会	平成 5 年 3 月
	2	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「農業用水（水田）」	(公社)農業農村工学会	平成 22 年 8 月
	3	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「農業用水（畑）」	(公社)農業農村工学会	平成 27 年 5 月
	4	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「ポンプ場」	農林水産省農村振興局	平成 30 年 5 月
	5	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「パイプライン」	(公社)農業農村工学会	令和 3 年 6 月
	6	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「水路工」	(公社)農業農村工学会	平成 26 年 3 月
	7	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	農林水産省農村振興局	平成 27 年 5 月
	8	環境との調和に配慮した事業実施の調査計画・設計の手引き（1～3）	(公社)農業農村工学会	平成 16 年 12 月
	9	農業農村整備事業における景観配慮の手引き	(公社)農業農村工学会	平成 19 年 6 月
	10	[改訂版] 新たな土地改良の効果算定マニュアル	(株)大成出版社	平成 27 年 9 月
	11	農業水利施設 ストックマネジメントマニュアル	利根川水系土地改良調査管理事務所保全対策センター	平成 19 年 3 月
12	農業水利施設の省エネルギー化対策の手引き	農林水産省農村振興局 整備部水資源課施設保全管理室	—	
(作業条件) 第 2－2 条	※農業水利施設の省エネルギー化対策の手引きは、農林水産省ホームページ（ https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/sutomane/attach/pdf/shoeneka-1.pdf ）より入手可能。			
	本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工法計画立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合わせを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。			
(貸与資料) 第 2－3 条	貸与資料は、次のとおりである。			
	貸 与 資 料			数量
	国営那珂川沿岸土地改良事業変更計画書			1 式
	県営那珂川沿岸土地改良事業変更計画書			1 式
	団体営那珂川沿岸土地改良事業変更計画書			1 式
	平成 20 年度 計画変更補足資料等作成業務 報告書			1 式
	令和 3 年度 那珂川沿岸農業水利事業 再評価基礎資料作成業務報告書			1 式
	令和 4 年度 那珂川沿岸農業水利事業 再評価基礎資料作成業務報告書			1 式

項 目	内 容	
	令和 4 年度 那珂川沿岸農業水利事業 維持管理体制等総合検討業務	1 式
	国営土地改良事業「那珂川沿岸地区」環境配慮計画書	1 式
	令和 6 年度 那珂川沿岸農業水利事業 御前山ダム水管理改修実施設計業務	1 式
	平成 23 年度 那珂川沿岸農業水利事業 土地改良施設改修設計その他業務	1 式
	令和 3 年度 那珂川沿岸農業水利事業 赤沢揚水機場実施設計その他業務	1 式
	令和 6 年度 那珂川沿岸農業水利事業 下江戸揚水機場国営取水施設実施設計業務	1 式
	令和 2 年度 那珂川沿岸農業水利事業 渡里揚水機場ポンプその 2 実施設計その他業務	1 式
	令和 6 年度 那珂川沿岸農業水利事業 大杉山機場撤去補足設計業務	1 式
	平成 24 年度 那珂川沿岸農業水利事業 御前山機場ポンプ設備実施設計業務	1 式
	平成 28 年度 那珂川沿岸農業水利事業 柳沢機場ポンプ実施設計業務	1 式
	令和 3 年度 那珂川沿岸農業水利事業 水管理施設補足設計業務	1 式
	令和 5 年度 那珂川沿岸農業水利事業 水那幹線水路ほか補足設計業務	1 式
	令和 4 年度 那珂川沿岸農業水利事業 常北幹線実施設計業務	1 式
	令和 5 年度 那珂川沿岸農業水利事業 小野幹線水路実施設計業務	1 式
	平成 30 年度 那珂川沿岸農業水利事業 渡里幹線実施設計その他業務	1 式
	令和 4 年度 那珂川沿岸農業水利事業 渡里幹線桜川横断部実施設計業務	1 式
	令和 6 年度 那珂川沿岸農業水利事業 小場江堰幹線水路放水ゲートほか実施設計業務	1 式
	令和 6 年度 那珂川沿岸農業水利事業 備前堀機場ポンプ設備実施設計業務	1 式
	令和 4 年度 那珂川沿岸農業水利事業 備前堀幹線管水路附帯施設実施設計その他業務	1 式
	令和 5 年度 那珂川沿岸農業水利事業 小場江堰幹線水路実施設計その 1 業務	1 式
	令和 6 年度 那珂川沿岸農業水利事業 小場江堰幹線水路実施設計その 3 業務	1 式
	令和 6 年度 那珂川沿岸農業水利事業 小場江堰幹線水路実施設計その 4 業務	1 式
	令和 8 年度 那珂川沿岸農業水利事業 小場江堰幹線水路実施設計その 5 業務	1 式
	令和 2 年度 那珂川沿岸農業水利事業 小場江堰幹線水路補足設計その他業務	1 式
また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。		

項 目	内 容																																													
(貸与資料の取扱い) 第2－4条	第2－3条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。 (3) 上記記載資料以外の貸与資料がある場合には、その旨監督職員から指示する。																																													
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3－1条	本業務を行うにあたり前提条件として以下の点に注意することとする。 ○国営かんがい排水事業（国営低炭素農業水利システム構築事業）を前提とした構想設計とする。 ○用水計画におけるかんがい諸元は現行事業を基本とし大幅な変更は行わず確認程度とする。 ○施設計画については、国営低炭素農業水利システム構築事業要件である末端受益（水田 100ha・畑 20ha）の関連事業取り込みを行い現行国営事業施設の変更は行わない。 ○現関連事業計画の単純取り込みを基本とするが、国営低炭素農業水利システム構築事業要件を前提とした取り込み計画とする。 ○整備対象と考える国営施設は以下のとおり。 <table><tr><td>・御前山ダム</td><td>水管理施設、観測機器</td><td>一式</td></tr><tr><td>・赤沢揚水機場</td><td>建屋、下部工、取水ゲート</td><td>一式</td></tr><tr><td></td><td>現国ポンプ設置（φ200mm×2機）</td><td>一式</td></tr><tr><td>・下江戸揚水機場</td><td>現国ポンプ設置（φ150mm×2機）、建屋</td><td>一式</td></tr><tr><td>・渡里揚水機場</td><td>現国ポンプ設置（φ200mm×1機）</td><td>一式</td></tr><tr><td>・大杉山揚水機場</td><td>旧機場撤去</td><td>一式</td></tr><tr><td>・御前山機場</td><td>現国ポンプ設置（φ150mm×1機）</td><td>一式</td></tr><tr><td>・柳沢揚水機場</td><td>現国ポンプ設置（φ350mm×1機）</td><td>一式</td></tr><tr><td>・水那幹線用水路</td><td>φ400～300mm</td><td>L＝1,400m</td></tr><tr><td>・常北幹線用水路</td><td>φ300～250mm</td><td>L＝2,521m</td></tr><tr><td>・小野幹線水路</td><td>φ400mm</td><td>L＝2,567m</td></tr><tr><td>・渡里送水路</td><td>φ1,650mm</td><td>L＝71m</td></tr><tr><td>・渡里幹線用水路</td><td>開水路及びサイホン</td><td>L＝569m</td></tr><tr><td>・備前掘幹線水路</td><td>バルブ・ゲート設備</td><td>一式</td></tr><tr><td>・小場江堰幹線用水路</td><td>開水路改修他</td><td>L＝26,559m</td></tr></table> 上記に係る実施設計業務は貸与するものとする。	・御前山ダム	水管理施設、観測機器	一式	・赤沢揚水機場	建屋、下部工、取水ゲート	一式		現国ポンプ設置（φ200mm×2機）	一式	・下江戸揚水機場	現国ポンプ設置（φ150mm×2機）、建屋	一式	・渡里揚水機場	現国ポンプ設置（φ200mm×1機）	一式	・大杉山揚水機場	旧機場撤去	一式	・御前山機場	現国ポンプ設置（φ150mm×1機）	一式	・柳沢揚水機場	現国ポンプ設置（φ350mm×1機）	一式	・水那幹線用水路	φ400～300mm	L＝1,400m	・常北幹線用水路	φ300～250mm	L＝2,521m	・小野幹線水路	φ400mm	L＝2,567m	・渡里送水路	φ1,650mm	L＝71m	・渡里幹線用水路	開水路及びサイホン	L＝569m	・備前掘幹線水路	バルブ・ゲート設備	一式	・小場江堰幹線用水路	開水路改修他	L＝26,559m
・御前山ダム	水管理施設、観測機器	一式																																												
・赤沢揚水機場	建屋、下部工、取水ゲート	一式																																												
	現国ポンプ設置（φ200mm×2機）	一式																																												
・下江戸揚水機場	現国ポンプ設置（φ150mm×2機）、建屋	一式																																												
・渡里揚水機場	現国ポンプ設置（φ200mm×1機）	一式																																												
・大杉山揚水機場	旧機場撤去	一式																																												
・御前山機場	現国ポンプ設置（φ150mm×1機）	一式																																												
・柳沢揚水機場	現国ポンプ設置（φ350mm×1機）	一式																																												
・水那幹線用水路	φ400～300mm	L＝1,400m																																												
・常北幹線用水路	φ300～250mm	L＝2,521m																																												
・小野幹線水路	φ400mm	L＝2,567m																																												
・渡里送水路	φ1,650mm	L＝71m																																												
・渡里幹線用水路	開水路及びサイホン	L＝569m																																												
・備前掘幹線水路	バルブ・ゲート設備	一式																																												
・小場江堰幹線用水路	開水路改修他	L＝26,559m																																												
(作業の留意点) 第3－2条	業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 第2－1条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が所有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (2) 作業にあたっては、監督職員及び関係機関と連絡調整を密に行い、作業の円滑な推進に努めることとする。 (3) 現地作業を行う場合は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。 (4) 立入許可が必要な施設内に立ち入る場合は、事前に監督職員と日程調整を行うものとする。 (5) この業務に必要な測定器・器具等は、受注者の負担で用意しなければならない。 (6) 現地調査にあたっては、施設に損傷等を与えないよう十分留意して行うものとし、現地作業において施設損傷等を与えた場合は、受注者の責任において復旧するものとする。 (7) 貸与を受けた調査器具等物品については、盗難防止等の管理を徹底するものと																																													

項 目	内 容
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4－1 条	し、不測の事態が生じた際は速やかに監督職員に連絡・調整するものとする。 (8) 業務にあたっては学識経験者の助言を得て進めるものとする。 (9) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 共通仕様書第 1－10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 (1) 打合せ時期 初 回 作業着手の段階 第 2 回 中間打合せ（一定地域の概定終了段階） 第 3 回 中間打合せ（施設整備構想の概定段階） 第 4 回 中間打合せ（概算事業費の修正段階） 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。 (2) 打合せ場所 WEB 会議を基本とするが、対面による打合せとする場合は、関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所または利根川水系土地改良調査管理事務所で行うものとする。
第 5 章 技術提案書の取扱いについて 第 5－1 条	技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第 1－11 条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時までに履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。 なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。
第 6 章 業務管理(情報共有システムの業務について) 第 6－1 条	本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 (1) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。 (2) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあつての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。
第 7 章 成果物 (成果物) 第 7－1 条	本業務は電子納品対象業務とする。 (1) 成果物を共通仕様書第 1－17 条に基づき作成し、提出しなければならない。 1) 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副 2 部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途 1 部を提出するものとする。 2) 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。 3) 要約版 1 部

項 目	内 容
(成果物の提出先) 第 7 - 2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県柏市根戸 4 7 1 - 6 5 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所
第 8 章 契約変更 (契約変更) 第 8 - 1 条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2 - 2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第 3 - 1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第 4 - 1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第 7 - 1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) 旅費交通費における宿泊費が確定した場合 (8) その他、重要な変更が生じた場合。
第 9 章 業務スライドの試行 (業務スライドの試行) 第 9 - 1 条	(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。 (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。 (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

項 目	内 容
第 10 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 10－1 条 (再調査) 第 10－2 条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。 調査結果が調査目的に合致せず、その原因が受注者に起因すると認められる場合は再調査を命ずることがある。 この場合、変更協議の対象としない。

令和8年度 地域整備方向検討調査 那珂川沿岸三期地域施設整備構想検討業務

[作 業 項 目 内 訳 表]

【設計業務】

作 業 項 目	作 業 内 容	作業量
1. 準備作業		
1-1. 資料の検討	貸与された資料を把握・整理し、作業計画を検討・樹立する。	一式
1-2. 現地調査	本業務の実施に当たり必要となる現地調査を行う。	一式
2. 一定地域の概定		
2-1. 新規取り込み受益の概定	関係機関からの聞き取り調査および現地確認を実施し、地区の一体性を検討したうえで、新規取り込み可能農地を概定する(想定:約40ha)。また、国営事業で整備可能な範囲を概定する(末端100ha)。	一式
2-2. 一筆調書DBの更新	発注者より貸与する一筆調書DB、土地原簿及び農地基本台帳、変更状況(転用等)をもとに、2-1で概定した受益範囲を合わせて、R7年度同意取得時の一筆調書DBを更新する(約8,600ha)。一筆調書DB、農地基本台帳、土地原簿及び2. で整理した受益の筆で不突合があった場合は、そのリストを作成する。 なお、土地所有者及び三条資格者についての更新は本検討の対象外とする。	一式
2-3. GISデータの整理	R4年度に整理したGISデータをもとに、新規取り込み可能農地周辺も含めGISデータを整理する。また2-2で整理した受益筆データとの突き合わせを実施し、GISデータを更新する。また、突合できなかった筆について、想定される不突合理由別に集計整理する。	一式
3. 農業情勢等調査		
3-1. 農業情勢等調査	統計資料等により地域の自然環境(気候、地形・地質等)、社会情勢(交通、人口等)、農業構造(地域農業の概要、農業経営体数等)及び営農状況(主要作物作付状況等)を整理する。	一式
3-2. 営農課題調査	別途、関東農政局が実施予定の聞き取り調査結果を踏まえ、用水不足等による営農上・作物選定上の制約要因に関する課題を整理する。	一式
3-3. 土地利用計画(素案)作成	現行事業の営農計画(土地利用計画)を基に、受益地内の現況作物別作付面積を整理し、計画作物別作付け面積(素案)を作成する。 現況作付面積の整理にあたっては、令和4年度に実施した那珂川沿岸農業水利事業再評価の基礎資料等を参考とするが、発注者より貸与する関係市町村の転作実績、水田収益力強化ビジョン、地域計画等を踏まえる。 計画作付面積は、発注者より貸与する関係市町村の転作実績、水田収益力強化ビジョン、地域計画及び茨城県の作目作型経営指標等を基に、代表作物ごとの作付面積増減率を設定し、代表作物ごとの計画作付面積の整理を行う。	一式
4. 用水量算定調査	国営那珂川沿岸農業水利事業計画及び再評価資料をもとに、かんがい諸元を整理し、用水ブロック毎の必要水量を算定するとともに、新規取り込み農地についても必要水量を概定する。	一式
5. 水利状況調査	関係機関へ水利実態の調査を行うとともに、4用水量算定調査の結果を踏まえ、必要水量の過不足について、その原因を概定する。	一式
6. 施設課題調査		
6-1. 国営施設	現行国営事業で整備された水利施設の再整備状況を把握整理し、貸与資料より未整備施設における施設規模、機能低下状況、補修状況、操作管理方法等を確認、整理する。また、別途、実施予定の聞き取り調査結果を踏まえ、地区の課題を整理する。 対象は第3-1条に示す施設を想定している。	一式
6-2. 県営施設	現行国営事業の関連(県営等)事業で整備された水利施設について、貸与資料より施設規模、機能低下状況、補修状況、操作管理方法等を確認、整理する。また、別途、実施予定の聞き取り調査結果を踏まえ、地区の課題を整理する。	一式
7. 施設整備構想の概定		
7-1. 国営施設	作業項目3、5、6で確認された課題を踏まえ実施設計書の内容を整理し概算整備費用を算定する。 対象は第3-1条に示す施設を想定している	一式
7-2. 県営施設	(1)加圧機場の統廃合計画 作業項目3、5、6の結果を踏まえ、県営支線支線水路のうち1条を選定する。選定した支線水路の加圧機場の統廃合計画を複数検討し、電気代削減率及びエネルギー使用量(エネルギー使用量は原油換算kiで算出し、原油換算kiへの換算は、資源エネルギー庁が公表している「省エネ法の概要」P39に掲載されているエネルギー使用量(原油換算値)簡易計算法により行う。以下、同様。)を試算する。 (2)給水スタンドのエネルギー使用量試算 作業項目3、5、6の結果及び貸与資料を参考に給水スタンドを1か所選定し、給水スタンド1か所当たりのCO2排出量及びエネルギー使用量を試算する。	一式

8. 概算事業費の算出	本業務の調査結果を踏まえ、概算事業費の算出を行う。また、算出された概算事業費から発注者の指示する負担割合に基づき地元負担金を算出する。	一式
9. 照査	照査計画に基づき、業務の節目ごとに照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	一式
10. 点検・取りまとめ	上記各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	一式